

一般社団法人郡上市観光連盟 外国人等誘客支援事業助成金交付要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人郡上市観光連盟（以下「この法人」という。）が、外国人旅行者やワーケーション等の受入体制整備促進を図るため、外国人等誘客支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、郡上市内の観光施設が行う旅行者受入体制の整備を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この助成金の対象者は、郡上市内に事業所を有するこの法人の正会員とする。

2 この助成金を申請しようとする者は、同一の事業年度内において1回に限るものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は別表1に掲げるものとする。

2 この助成金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「助成対象経費」という。）であって、別表1に掲げる経費のうち、この法人が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付するものとする。

(助成対象とならないもの)

第4条 別表1に掲げる助成事業であっても、この助成金の申請を行う前に実施した事業については、これを対象とはしない。

2 前項のほか、助成対象として認められない経費は、別表1に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成事業実施のため、別表1に定める必要な経費の2分の1以内の額とする。

なお、助成金の額に千円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てる。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、この法人に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第7条 この法人は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により助成金の交付決定をするとともに、決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 この法人は前項の場合において、必要に応じ助成金の申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。

（交付の条件）

第8条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにこの法人に報告してその指示を受けること。

（2）助成事業の経費の収支その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保持するものとする。

（3）この助成金により取得し、又は効用増加した財産は助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保持するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 助成金の交付決定の通知を受けた者は、決定の内容に不服がある場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、書面により申請の取り下げをすることができる。

2 前項の取り下げがあった場合は、助成金の交付決定は取り消されるものとする。

（実績報告、額の確定及び支払い）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に必要書類を添えてこの法人に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

3 この法人は、実績報告書の提出を受け報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容に適合すると認めた場合には、交付する額を確定し、確定通知書（様式第4号）により助成事業者に通知するものとする。

4 助成事業者は、前項の交付確定通知を受けた後、この法人に請求書兼振込依頼書（様式第5号）により請求するものとする。

5 この法人は前項の請求を受けた場合、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第 1 1 条 この法人は、助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 助成金を他の用途へ使用したとき

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 2 4 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 2 9 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

1、Wi-Fi 等の無線 LAN の整備 (助成対象となる経費の 2 分の 1 助成上限 3 0 千円)	宿泊施設、飲食店、土産物販売店、観光案内所、公共交通機関の待合所その他で、観光客が自由に接続でき、利用者が無料で使用できること。 助成対象経費とするもの 1 機器購入費 (1)無線 LAN 購入費 (2)その他無線 LAN 装置に係る必要と認められる機器購入費 2 設置工事費 (1)電源設置工事費 (2)配線工事費 (3)その他無線 LAN 装置設置に係る工事費 助成対象外となるもの (1)無線 LAN ルーター等公衆無線 LAN を整備することに伴い設置する機器のレンタルに要する経費 (2)インターネット回線の開設に要する登録費用
---	--

	(3) 電波調査及び建物調査に要する費用 (4) インターネット通信費（プロバイダー料金含む） (5) 当該機器並びに配線等に係る修繕費 (6) その他当該機器を維持し、又は管理する費用
2、外国語翻訳にかかる経費 （助成対象となる経費の 2分の1 助成上限50千円）	外国語翻訳 助成対象経費とするもの (1) 翻訳にかかる経費 (2) 音声翻訳機購入費（ポケトーク等） 助成対象外となるもの (1) サーバー（レンタル含む）にかかる費用 (2) パソコンやデジタルカメラ等の機器購入費 (3) インターネット接続に必要な工事費、通信費 (4) ウェブサイトのページ及びコンテンツ作成費（例：キャンペーンサイト等一時的に開設するサイト） (5) マッチングサイト登録にかかる初期費用及び維持管理費 (6) 印刷製本費
3、クレジットカード等決済機器の整備 （助成対象となる経費の 2分の1 助成上限30千円）	銀聯カード及びその他クレジットカードなど、現金以外の決済（クレジット、電子決済）に対応するための機器購入費及び設置費 助成対象経費とするもの 1 機器購入費 (1) 決済端末購入費（クレジットカードリーダー） (2) 電子決済のために必要と認められる機器購入費（電子決済に供するタブレット端末等） 2 設置工事費 (1) 電源設置工事費 (2) 配線工事費 (3) その他決済装置に係る工事費 助成対象外となるもの (1) 機器のレンタルにかかる費用 (2) 決済に関する手数料 (3) インターネット回線の開設に要する登録費用 (4) インターネット通信費（プロバイダー料金含む） (5) 当該機器並びに配線等に係る修繕費 (6) その他当該機器を維持し、又は管理する費用